

静岡県後期高齢者医療広域連合第3期保健事業実施計画（第3期データヘルス計画）（案）に対するパブリックコメント（意見募集）実施要領

1 第3期データヘルス計画について

静岡県後期高齢者医療広域連合では、「高齢者の医療の確保に関する法律に基づく保健事業の実施等に関する指針」に基づき、令和5年度までの6年間において、PDCAサイクルに沿った、効果的且つ効率的な保健事業の実施を図るため、第2期データヘルス計画を策定し、保健事業に取り組んできたところです。このたび、第2期データヘルス計画の期間が令和5年度末に終了するため、令和6年度を始期とした「第3期データヘルス計画」を新たに策定することとしました。

2 意見を提出できる方

- ・静岡県内に住所を有する方
- ・静岡県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体の方
- ・静岡県内に存する事務所又は事業所に勤務する方
- ・静岡県内に存する学校等に在学する方
- ・静岡県外に住所を有する広域連合の被保険者の方
- ・その他、当該事案に直接的に利害関係を有すると認められる方

3. 公表資料等

公 表 資 料	・静岡県後期高齢者医療広域連合第3期保健事業実施計画（第3期データヘルス計画） ・静岡県後期高齢者医療広域連合_第3期保健事業実施計画（第3期データヘルス計画）（資料編） ・静岡県後期高齢者医療広域連合_第3期保健事業実施計画（第3期データヘルス計画）（概要版）
そ の 他	静岡県後期高齢者医療広域連合第3期保健事業実施計画（第3期データヘルス計画）（案）に対するパブリックコメント（意見募集）実施要領 意見書

4. 資料を公表する場所

- ① 当広域連合ホームページ（以下「広域HP」という。）
- ② 当広域連合事務局窓口（※土日祝日を除いた開庁時間内）
- ③ 県内市町ホームページ  
※後期高齢者医療関連ページ内に広域HPへのリンクページを掲載
- ④ 県内市町後期高齢者医療担当課窓口（土日祝日を除いた開庁時間内）

5. 意見の募集期間

令和6年2月19日（月曜日）から令和6年3月18日（月曜日）まで  
（郵送の場合は、募集期間内に必着とします。）

## 6. 意見の提出方法

- 御意見は①～③のいずれかの方法により提出してください。

① 郵送又は 持参	〒420-0851 静岡県葵区黒金町59番地の7 ニッセイ静岡駅前ビル3階 静岡県後期高齢者医療広域連合 事業企画室 ※令和6年3月18日(月)必着
② FAX	054-272-3312
③ 電子メール	jigyokikaku@shizuoka-ki.jp

- 個人情報保護のため、市町担当窓口での受付はいたしません。必ず当広域連合宛にご提出ください。
- 御意見をお寄せいただく際は、本文のほか、住所、氏名、連絡先（電話番号あるいはメールアドレス）をご記入ください。
- 御意見をお寄せいただく際は、意見書（PDFファイル・WORDファイル）をご利用ください。
- 御意見は日本語で作成願います。
- 電話での意見提出はできません。
- 御意見をお寄せいただく際に得られた個人情報（氏名・住所・電話番号・メールアドレス）は、御意見の内容をお尋ねするなど、当広域連合から連絡を差し上げる場合に限り使用し、外部に流出することの無いよう厳正に取り扱います。

## 7. 問合せ先

〒420-0851 静岡県葵区黒金町59番地の7 ニッセイ静岡駅前ビル3階 静岡県後期高齢者医療広域連合 事業企画室
電話：054-270-5526 FAX：054-272-3312
電子メール：jigyokikaku@shizuoka-ki.jp